特別清算協定認可

平成２５年（ヒ）第２０４７号

東京都中央区日本橋１丁目４番１号日本橋一丁目ビルディング

清算特定目的会社　京都駅南開発特定目的会社

代表清算人　南　　裕史

１　決定年月日　平成25年９月５日

２　主文　次の協定を認可する。

協定

第１　弁済

１　清算特定目的会社は、本協定の認可の決定が確定した日から１か月以内に、別紙債権額（議決権額）一覧表記載の協定債権者（以下「本協定債権者」という）に対し、換価代金総額から公租公課、特別清算手続に必要な費用等を除いた残額を別紙債権額（議決権額）一覧表記載の各協定債権の元本額に応じて按分して弁済する。

２　本協定における弁済は、本協定債権者が指定した銀行口座等へ振り込む方法により実施する。振込手数料は清算会社の負担とする。

３　第１の１項の配当率の計算において生じる１円未満の端数は切り捨てる。

第２　債務免除

本協定債権者は、本協定第１の弁済を受けることを条件として、清算特定目的会社に対し、各協定債権（元本及び第１の弁済を行うまでに発生した遅延損害金）の総額から各弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。

第３　必要な費用の支弁

清算特定目的会社は、公租公課、特別清算に必要な費用及び清算人の報酬等を随時支払い又は配当原資から控除する。

第４　弁済後の財産の換価等

本協定第１の弁済後、清算特定目的会社に新たな財産が発見された時は、清算特定目的会社は、これを速やかに換価し、本協定債権者らに対し、換価代金額から必要な費用を控除した残額を、別紙債権額（議決権額）一覧表記載の各協定債権の元本額に応じて按分して支払う。この場合、各債権者が第１記載の弁済の後にした残債務の免除は、新たにされた弁済の限度でその効力を失うものとする。

別紙省略

以上

東京地方裁判所民事第８部

監督命令

平成２５年（再）第５１号

東京都江東区大島３丁目15番14号

再生債務者　秋山金属工業株式会社

１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。

２　監督委員　東京都千代田区神田錦町２－４－６　ワダビル５階　エルム法律事務所　弁護士　浅井　平三

平成25年９月５日

東京地方裁判所民事第20部

再生手続開始

平成２５年（再）第４８号

東京都町田市旭町１丁目14番20号

再生債務者　株式会社シーティーシー

１　決定年月日時　平成25年９月３日午後３時

２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成25年10月４日まで

４　再生債権の一般調査期間　平成25年11月８日から平成25年11月15日まで

東京地方裁判所民事第20部

再生手続による債権者集会招集

平成２５年（再）第１６号

東京都板橋区若木２丁目５番４号

再生債務者　齊川　佳子

１　投票期間　平成25年10月22日まで及び平成25年10月30日午後２時債権者集会期日

２　債権者集会

⑴　期日　平成25年10月30日午後２時

⑵　会議の目的　再生計画案の決議

平成25年９月３日

東京地方裁判所民事第20部

再生債務者の株式の取得等を定めた再生計画案の提出の許可

平成２５年（再）第２５号

高知県土佐市高岡町乙3471番地８

再生債務者　株式会社コリーヌ

決定の要旨　再生債務者が次の条項を定めた再生計画案を提出することについて許可する。

１　再生債務者が取得する株式の数　発行済み普通株式全て（200株）

２　再生債務者が１の株式を取得する日　下記７の募集株式と引換えにする金銭の払込期間において募集株式の引受人が最初の出資をした日

３　減少する資本金の額　金1000万円

４　資本金の額の減少がその効力を生ずる日　下記７の募集株式と引換えにする金銭の払込期間において募集株式の引受人が最初の出資をした日

５　募集株式の数　普通株式40株

６　募集株式の払込金額　１株５万円

７　募集株式と引換えにする金銭の払込期間　再生計画認可決定確定の日から１か月

８　増加する資本金の額　200万円

９　増加する資本準備金の額　０円

平成25年９月３日

東京地方裁判所民事第20部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２５年（再）第２１号

東京都渋谷区富ケ谷１丁目35番11号

再生債務者　株式会社ＵＮＤＥＲＧＲＯＵＮＤ

１　決議に付する再生計画案　平成25年８月26日付け再生債務者提出の再生計画案

２　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの

３　債権者集会

⑴　期日　平成25年10月30日午後１時30分

⑵　会議の目的　再生計画案の決議

４　書面投票期間　平成25年10月22日まで

５　議決権不統一行使の通知期限　平成25年10月16日

平成25年９月２日

東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（再）第１号

神奈川県平塚市八千代町12番29号

再生債務者　株式会社いちご

１　決議に付する計画案　平成25年８月７日付け再生債務者提出の再生計画案

２　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの

３　債権者集会

⑴　期日　平成25年10月９日午後３時

⑵　会議の目的　再生計画案の決議

４　書面投票期間　平成25年10月１日まで

５　議決権不統一行使の通知期限　平成25年９月27日

平成25年９月５日

横浜地方裁判所小田原支部民事部

再生計画認可

平成２５年（再）第１号

群馬県高崎市双葉町３番１号

再生債務者　株式会社プリモテック

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　債権者集会で可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。

平成25年９月５日　前橋地方裁判所高崎支部

平成２５年（再）第７号

東京都港区虎ノ門４－１－13ＦＵＫＩＤＥビル７階、商業登記簿上の本店所在地東京都港区南青山３丁目１番30号

再生債務者　株式会社ブルームインターナショナル

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。

平成25年９月４日

東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（再）第９号

東京都中野区中野１丁目27番６号

再生債務者　株式会社プロネット

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。

平成25年９月３日

東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（再）第１５号

東京都豊島区池袋２丁目24番２号

再生債務者　有限会社ウィットスポルトハイム

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。

平成25年９月３日

東京地方裁判所民事第20部